

## よこはま食育ウェブ 掲載要領

制定 平成 23 年 2 月 1 日 健企第 448 号（局長決裁）

改正 平成 23 年 4 月 13 日 健企第 13 号（局長決裁）

（目的）

第 1 条 この要領は、よこはま食育ウェブへの情報掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）イベント・料理教室 よこはま食育ウェブ内で、食育に関するイベント・料理教室の開催情報を掲載するページをいう。
- （2）取組紹介 よこはま食育ウェブ内で、食育に関する取組を掲載するページをいう。

（イベント・料理教室への掲載可能な情報の範囲）

第 3 条 イベント・料理教室に掲載する情報は、以下の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）「横浜市食育推進計画」の推進に資する行事であること。
- （2）横浜市（区局を含む。）又は市民利用施設の主催、共催又は後援の行事であること。

（イベント・料理教室への情報掲載期間）

第 4 条 情報を掲載する期間は、情報掲載開始を希望する日から当該行事が終了又は情報掲載依頼者が指定する日のうち、先に到達する日までとする。

（イベント・料理教室への情報掲載方法）

第 5 条 情報掲載依頼者は、「よこはま食育ウェブ」掲載申込書（イベント・料理教室）（第 1 号様式）により、掲載開始希望日 7 日前までに健康福祉局保健事業課まで申し込むこととする。

2 掲載は、健康福祉局保健事業課長の決定に基づき、健康福祉局保健事業課が行う。

（イベント・料理教室の情報削除）

第 6 条 掲載期間終了後は、健康福祉局保健事業課が削除する。

2 掲載期間内であっても、情報を削除することが必要であると認められる場合に限り、健康福祉局保健事業課長の決定により、健康福祉局保健事業課が削除する。

（取組紹介への掲載可能な情報の範囲）

第 7 条 取組紹介に掲載する情報は、以下の各号のすべてに該当するものとする。

- （1）「横浜市食育推進計画」の推進に資する取組であること。
- （2）ウェブサイトで食育専用のページを所有しており、そのページには食育を目的に作られたページであることを明記していること。
- （3）横浜市民を対象としていること。
- （4）工場見学等の場合は、神奈川県内又は東京都内で実施するもの。
- （5）「横浜市広告掲載要綱」及び「横浜市広告掲載基準」に反しないこと。
- （6）他人を中傷する内容でないこと。
- （7）民間事業者、民間団体、又は行政の取組であること。

(取組紹介への情報掲載方法)

第8条 情報掲載依頼者は、「よこはま食育ウェブ」掲載申込書(取組紹介)(第2号様式)により、掲載開始希望日7日前までに健康福祉局保健事業課まで申し込むこととする。

2 掲載は、健康福祉局保健事業課長の決定に基づき、健康福祉局保健事業課が行う。

(取組紹介の情報削除)

第9条 取組紹介に掲載する情報は、以下の各号のいずれかに該当する場合、健康福祉局保健事業課長の決定により、健康福祉局保健事業課が削除する。

(1) 情報掲載依頼者が情報削除を依頼する場合

(2) リンク先のページが消滅している場合

(3) その他、情報を削除することが必要であると認められる場合

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局保健事業課長が定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成23年2月1日から実施する。

附則

(施行期日)

この要領は平成23年5月1日から実施する。